

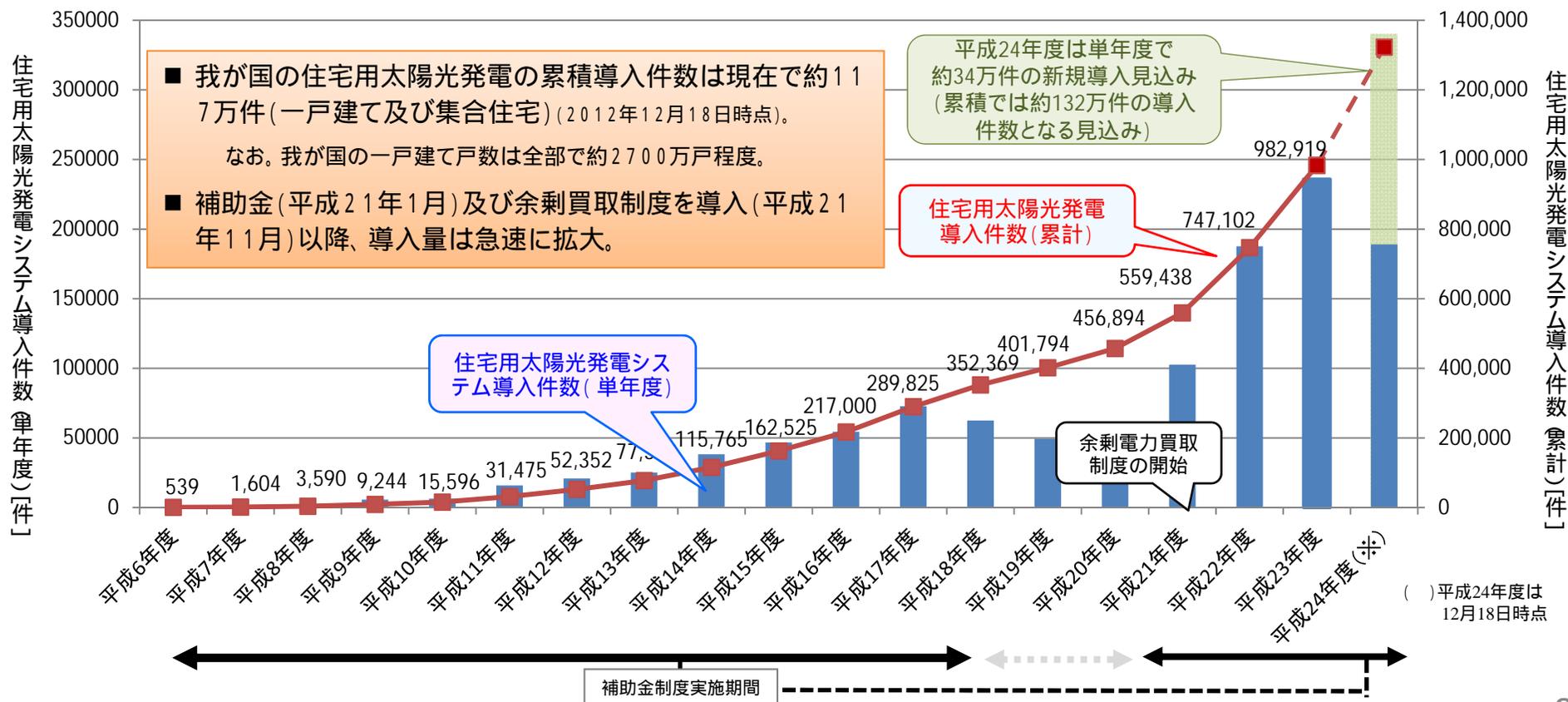
住宅太陽光発電に係る消費者保護に関する取り組み



平成24年12月25日
資源エネルギー庁
新エネルギー対策課

住宅用太陽光発電について

- 住宅用太陽光発電システムは、補助金政策や買取制度の効果により、近年、急速に拡大（年間20万～30万件の新規導入。累積の導入件数では100万件を突破）。
- 住宅の場合、4kW程度の出力の発電設備を設置することが平均的。費用は、設置工事費込で約200万円。使用平均年数は約20年とされている。
- 新築住宅の場合、購入時点で最初から屋根に太陽光発電が設置されているケースが多い。既築住宅の場合は、家電量販店や電気工事店、訪問販売などのルートで購入し、施工業者が屋根に取り付けるというケースが一般的。



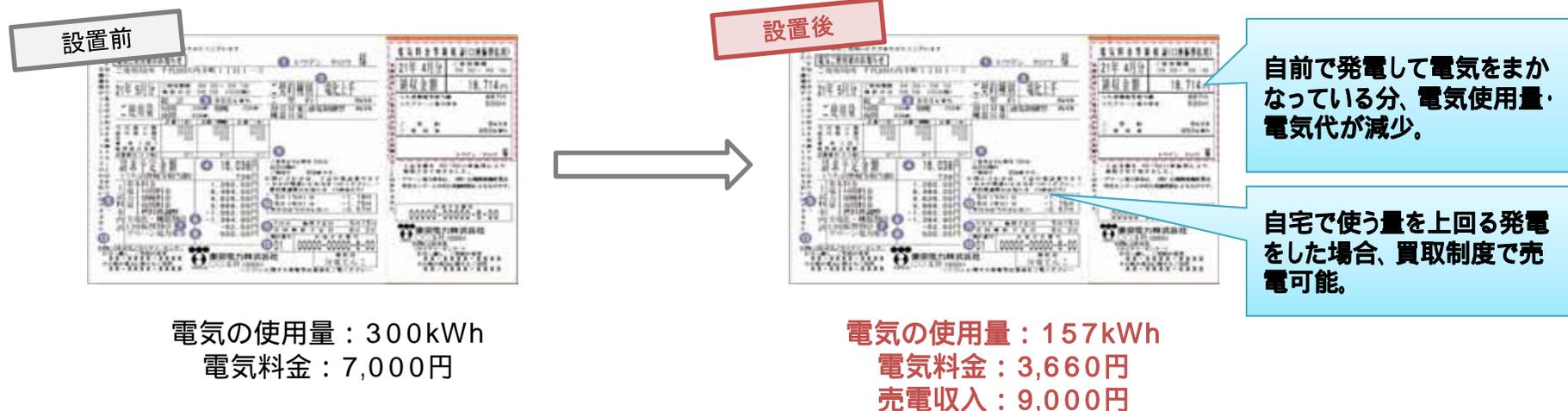
出典(財)新エネルギー財団、(社)太陽光発電協会等のデータに基づき資源エネルギー庁作成

補助金制度

- 国では、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対して、定額の補助を実施。
- 平成24年度においては、1kWの設備当たり3万円又は3.5万円を補助(購入する太陽光発電設備の価格によって補助額が異なる)。
- 平均的な4kW程度の設備の場合、約200万円の費用に対して、12~14万程度の補助金が支給される。
- 居住する地域によっては、国からの補助金に加え、自治体の補助金を受給することも可能。

買取制度

- 住宅に設置した太陽光発電で作った電気を住宅内で使用してなお余剰が出る場合、余剰分は電力会社に売電することが可能。平成24年度では、1kWhの売電当たり、42円で電力会社が購入。
- 平均的な4kWの設備を設置した家庭の場合、太陽光発電で作った電気を住宅で利用することで、月々の電気料金は約7000円から約3660円程度に低下。加えて、発電した電気の余剰分を売ることによって、9000円程度の収入がある(併せて12,500円程度のメリット)。

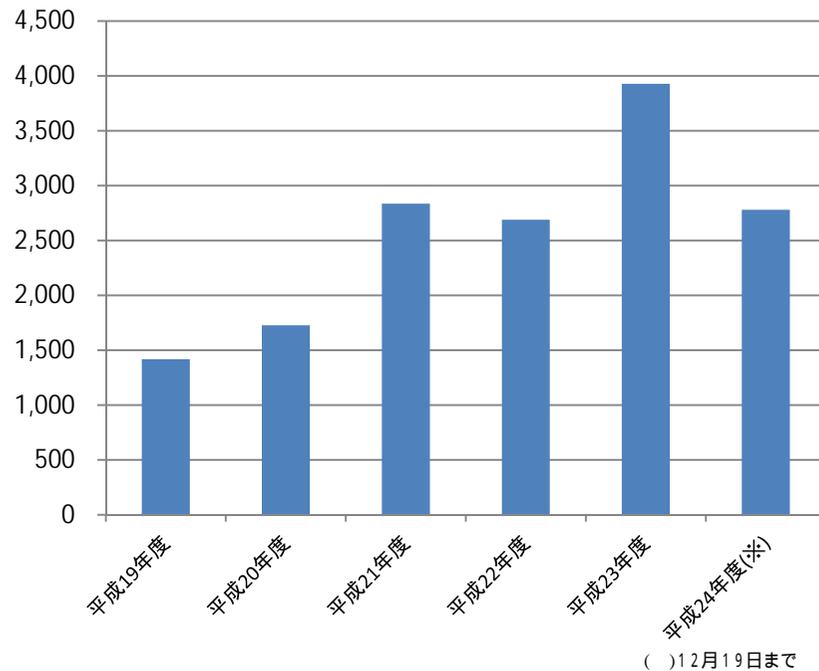


(注)太陽光発電の設備利用率12%、売電単価は42円/kWh、余剰比率6割、一月あたりの電気使用量が300kWhで7,000円とし、太陽光発電導入後も家庭での電気使用量は300kWhで変わらないという仮定のもと、試算。

太陽光発電に関する消費者相談の状況

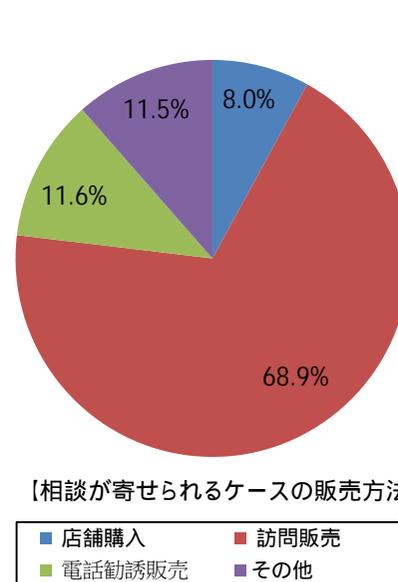
- 太陽光発電に関しては、近年、年間3,000～4,000件程度の消費者相談が寄せられている状況。
- 訪問販売による販売の場合に相談が多く、相談内容としては、販売方法や契約・解約に関するものが多くなっている。

【平成24年度消費生活センターへの相談件数の推移】(12月19日現在)

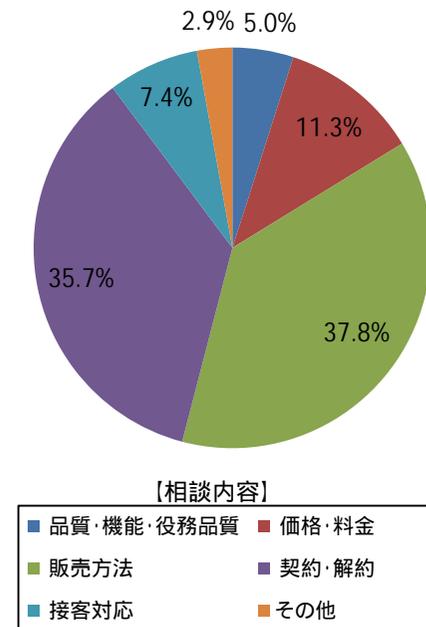


資料:(独)国民生活センター PIO-NET

【平成24年度(独)消費者相談センター等へのソーラーシステムに関する相談内容】
(複数回答)(12月19日現在)



【相談が寄せられるケースの販売方法】



【相談内容】

資料:(独)国民生活センター PIO-NET

分類	相談内容の例
不実告知(不正確・過剰な説明)に関する相談	「売電すれば、約 万円/月のローンが払えるので、結果的に月々の負担は無い」と言われたが、実際にはそこまでの収入は得られず、負担が発生。
	売電により 年で元が取れると言われたが、この説明は本当か。
	「国の補助金が受けられる」と言われて契約したが、設置したシステムが補助金の要件から外れていることが分かった。
	補助金申請に間に合うようにとせかされて契約したが、補助金の申請は既に締め切られていた。
	太陽光発電システムを契約し、業者に補助金の申請手続きも依頼したが、半年以上たっても補助金が入金されない。
施工等に関する相談	太陽光発電システムを取り付けたが、工事がずさんで雨漏りが発生。補償してほしい。
	訪問販売で購入した太陽光発電の配管が壊れ故障した。無料修理がついていたが販売業者が倒産していた。
	訪問販売により勧誘を受けたが、この販売業者は信頼できるのか。
	見積もりをもらったが、この内容や価格は妥当なのか。
迷惑な勧誘方法に関する相談	はっきりと断っているのに、しつこく何度も家に来て困っている。
	「キャンペーンの最後の一棟なので急いで契約を」「今日契約しなければこの金額では契約できない」などと執拗に勧誘され、困っている。
	説明に来訪した業者に長時間、強引に進められ契約をしてしまった。冷静に考えると、費用が高額であるため解約して考え直したい。
	叔父が不必要な太陽光発電装置の契約をしたようだが、年齢から考えて支払いは無理だと思う。クーリング・オフは使えるのか。

制度内容等の理解を深めるための広報活動

- 補助金制度や買取制度の正確な内容、太陽光発電に関する正確な知識を消費者に伝えるため、各種の媒体を活用した広報活動を展開。

1. パンフレット

消費者への注意喚起チラシ、買取制度の内容についての理解を深めるためのパンフレットの制作・配付(いずれも電子媒体をポータルサイトに掲載し、いつでも入手できるようになっている)。

2. 相談窓口

コールセンターを設置し、問い合わせ体制を強化。

3. 制度の説明会やメディアを通じた広報

・ポータルサイト

買取制度に関する詳細な情報を掲載。

・メディア広告

全国紙・地方紙を活用した買取制度の広告を実施。ラジオ、インターネットバナー、雑誌、交通広告等も実施。

・説明会・再エネ普及イベント

資源エネルギー庁の職員による全国各地での買取制度の説明会の実施や、イベントやセミナー等の場でも制度内容の説明を実施。



注意喚起チラシ



ポータルサイト(なっとく再生可能エネルギー)



制度のパンフレット(一般向け)



一般向け再エネ普及イベント



PV施工技術者制度の創設

- 従来、施工者が太陽光発電の知識や施工技術を習得する場合は、PVメーカー各社が個別に行う「施工ID」取得のための研修しかなく、その内容も各社によって異なっていた。
施工ID: PVメーカー各社が独自に実施する研修を修了することで取得できるIDのこと。メーカーの保証を受けるためには、この取得者による施工が必要である。
- このため、一般社団法人太陽光発電協会が、経済産業省の委託により実施した研修事業のカリキュラムを基に、一定の施工技術を確保するための業界横断的な研修・認定制度として「PV施工技術者制度」を創設。
- 認定試験に合格した者には「認定証」が発行される。消費者は認定証の有無により、施工者が一定以上の知識・技術レベルを有するかを容易に判別できる。



【研修風景(模擬屋根を使った実習)】

- 研修や認定試験の詳細情報については、太陽光発電協会webサイトにて案内。
<http://www.jpea.gr.jp/jcot.html>
- 認定試験は平成25年3月から開始。初回の認定者数は800人程度を見込む。
- 認定を受けた者の情報は、同webサイト上にて公表を予定。

PV施工技術者 認定証	
顔写真 0.4 : 30×24 or 40×30	合格者氏名 <u>岡林 義一</u>
	認定試験合格日 <u>平成 年 月 日</u>
	認定証発行番号 <u>YYYYMMDDNNNN-△</u>
上記の者は、太陽光発電協会が実施したPV施工技術者認定試験に合格したことを証するとともに、PV施工技術者であることを認定します。	
認定証発行日 <u>平成 年 月 日</u>	発行者
認定証有効期限 <u>平成 年 月 日</u>	一般社団法人 太陽光発電協会 東京都港区新橋二丁目12番17号

【認定証の例】

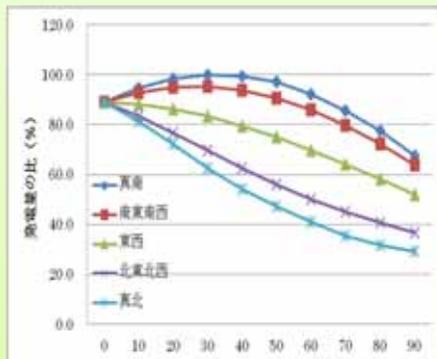
- ✓ 制度の円滑な立ち上がりのため、PV施行技術者制度の認知度を向上させることが重要。
- ✓ 経済産業省としても各種広報ツールを活用して各方面にPRするなど、業界と協力し制度の円滑な立ち上げをサポートしていく。

- PV施工技術者制度は、「研修」と「認定試験」により運用される。
- 「研修」は、一般社団法人太陽光発電協会が、施設や講師、研修内容などを審査し認証した、認証研修機関が実施する。基礎知識を総合的に学習する“座学講習”と、模擬屋根を用いて施工技術を習得する“実技実習”の2つのカリキュラムで構成される。
- 「認定試験」は、同協会が年に2回程度実施しているが、原則として「研修」を修了しなければ「認定試験」を受験することはできない。
- この「認定試験」に合格することで、PV施工技術者として認定される。

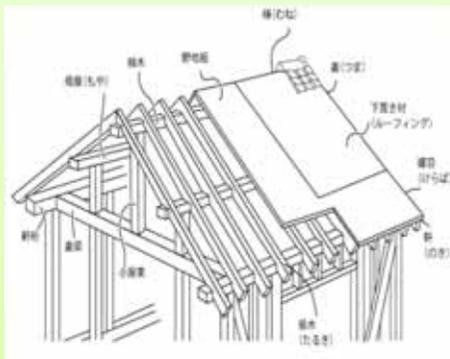
【研修カリキュラムの概要】

座学講習

太陽光発電システムの基礎知識や、電気工事、屋根工事、施工時の安全管理などを、協会作成のテキストを用いて学習。



【設置方位、角度による発電量の違い】



【住宅屋根の構造学習】

実技実習

スレートや和瓦、金属瓦などの屋根材ごとに対応した施工方法を、模擬屋根を用いて実際に設置作業を行うことで習得。



【様々な種類の模擬屋根を使い施工パターンを習得】